

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 20 年 6 月 24 日 (火) 号外第 73 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (61) (業務効率化室) . . . . . 3
	鳥取県会計規則の一部を改正する規則 (62) (指導管理課) . . . . . 4
	鳥取県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則 (63) (男女共同参画推進課) . . . . . 8
◇ 訓 令	鳥取県公印規程の一部を改正する訓令 (11) (政策法務室) . . . . . 11

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（以下「条例」という。）が施行され、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会が設置されることに伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の担任する事務及び庶務を担当する機関をそれぞれ次のとおり定める。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	条例の規定による推進計画の策定、推進計画に基づく防犯施策の実施状況その他犯罪のないまちづくりに関する重要事項の調査審議に関する事務	くらしの安心推進課

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県会計規則の一部改正について

1 規則の改正理由

納入通知書、納付書及び返納通知書に基づく公金収納を取り扱うことができる金融機関の範囲を拡大するため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 納入通知書、納付書及び返納通知書の様式について、所要の規定の整備を行う。

(2) 施行期日は、平成20年7月1日とする。

◇鳥取県男女共同参画推進条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県男女共同参画推進条例の一部が改正され、県民又は事業者が県の男女共同参画推進施策等に苦情があるときの推進員への申出について、申出をした者（以下「申出者」という。）の氏名、住所等が明らかでない場合でも対応できるよう規定が設けられたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 県の男女共同参画推進施策等についての推進員への苦情の申出について、申出者が氏名、住所等を明らかにし難い場合の申出の方法を定める。

(2) 男女共同参画を阻害すると認められること等についての知事への申出について、(1)と同様の申出の方法を定める。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とする。

# 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第61号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関） 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。			（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関） 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。		
附属機関	担任する事務	庶務担当機関	附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略			略		
略		くらしの	略		くらしの
鳥取県ふぐ処理師試験委員	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第5条の規定によるふぐ処理師試験に関する事務	安心推進課	鳥取県ふぐ処理師試験委員	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第5条の規定によるふぐ処理師試験に関する事務	安心推進課
鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）第24条の規定による推進計画の策定、推進計画に基づく防犯施策の実施状況その他犯罪のないまちづくりに関する重要事項の調査審議に関する事務				
略			略		
略			略		

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第62号**

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第14条関係）

領 収 済 通 知 書 公

口座 番号		加入 者	
----------	--	---------	--

(納入通知書)

領 収 済 通 知 書 公

口座 番号		加入 者	
----------	--	---------	--

(納入通知書・統轄店用)

口座 番号		加入 者	
----------	--	---------	--

納入通知書・領収証書 公

\*お願い  
このカードは、直接コンピュータにかかけますので、  
ピンで止めたり、折り曲げたりしないでください。  
汚したり、

帳票ID		業務年度	会計	課所	システム	書類番号	CD
書類	金額(1)	金額(2)	CD				
個別システムコード							
年度	金額						円
業務区分	年度	会計	課所コード	科目コード			
システム	書類番号		払込	納通等	精算識別		
金額		円					
納期限		年	月	日			

摘要  
氏名

上記金額を領収しましたので通知します。

鳥取県知事様  
鳥取県出納長

取りまとめ店  
〒730-8794  
ゆうちょ銀行  
広島貯金事務センター

(県保管)

住所

氏名

様

業務区分	年度	会計	課所コード	科目コード		
システム	書類番号		払込	納通等	精算識別	
金額		円				
納期限		年	月	日		

摘要

上記のとおり領収しました。

統轄店御中

(金融機関保管)

住所

氏名

様

業務区分	年度	会計	課所コード	科目コード		
システム	書類番号		払込	納通等	精算識別	
金額		円				
納期限		年	月	日		

摘要

上記の金額を納入してください。  
年 月 日

鳥取県知事  
(出納機関の長)

納付場所  
裏面記入

(納付者保管)

上記金額を  
領収しました。

領収日付印

印

様式第2号 (第15条、第93条関係)

領 収 済 通 知 書 (公)

口座 番号		加入 者	
----------	--	---------	--

(納 付 書)

領 収 済 通 知 書 (公)

口座 番号		加入 者	
----------	--	---------	--

(納付書・統轄店用)

口座 番号		加入 者	
----------	--	---------	--

納付書・領収証書 (公)

\*お願い  
このカードは、直接コンピュータにかかけたり、折り返しコンピュータにかかけたりしないでください。

帳票ID	業務年度	会計	課所	システム	書類番号CD
書 類	金 額(1)	金 額(2)	CD		
個別システムコード					
年 度	金 額				
	円				
業務区分	年度	会計	課所コード	科目コード	
システム	書 類 番 号	払込	納通等	精算識別	
金 額	円				

摘要  
氏名

上記金額を領収しましたので通知します。

鳥取県知事様  
鳥取県出納長

取りまとめ店  
〒730-8794  
ゆうちょ銀行  
広島貯金事務センター

(県保管)

住所

氏名

様

業務区分	年度	会計	課所コード	科目コード	
システム	書 類 番 号	払込	納通等	精算識別	
金 額	円				

摘要

上記のとおり領収しました。

統轄店御中

領収日付印

(金融機関保管)

住所

氏名

様

業務区分	年度	会計	課所コード	科目コード	
システム	書 類 番 号	払込	納通等	精算識別	
金 額	円				

摘要

上記金額を納入してください。  
年 月 日

上記金額を  
領収しました。

領収日付印

納付場所  
裏面記入

(納付者保管)

様式第29号を次のように改める。

様式第29号（第29条、第89条関係）

領 収 済 通 知 書 公

口座 番号		加入 者	
----------	--	---------	--

(返 納 通 知 書)

領 収 済 通 知 書 公

口座 番号		加入 者	
----------	--	---------	--

(返納通知書・統轄店用)

口座 番号		加入 者	
----------	--	---------	--

返納通知書・領収証書 公

\*お願い  
 このカードは、直接コンピュータにかかけますので、  
 ビンで止めたり、折り曲げたりしないでください。  
 汚したり、

帳票ID	業務年度	会計	課所	システム	書類番号	CD
書 類	金 額(1)	金 額(2)	CD			
個別システムコード						
年 度	金 額					円
業務区分	年度	会計	課所コード	科目コード		
システム	書類番号	払込	納通等	精算識別		
返 納 期 限		年	月	日		

住所

氏名

様

業務区分	年度	会計	課所コード	科目コード		
システム	書類番号	払込	納通等	精算識別		
金 額		円				
返 納 期 限		年	月	日		

摘要

上記のとおり領収しました。

統轄店御中

--	--	--

領収日付印

(金融機関保管)

住所

氏名

様

業務区分	年度	会計	課所コード	科目コード		
システム	書類番号	払込	納通等	精算識別		
金 額		円				
返 納 期 限		年	月	日		

摘要

上記金額を納入してください。

年 月 日

--	--

領収日付印

(納付者保管)

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第63号

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則（平成13年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(知事への申出の方法)</u></p> <p><u>第2条 条例第18条第1項前段の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 申出をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）並びに電話番号</u></p> <p><u>(2) 申出の趣旨及び理由</u></p> <p><u>(3) 他の機関等への相談等の状況</u></p> <p><u>(4) 申出の年月日</u></p> <p><u>2 条例第18条第1項後段の規定により氏名、住所等を明らかにしないで行う申出は、氏名、住所等を明らかにし難い理由を付し、前項第2号から第4号までに掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、当該書面の提出ができない特別の理由があるときは、口頭により申出を</u></p>	<p><u>(推進員の任命)</u></p> <p><u>第2条 条例第25条第2項に規定する鳥取県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）の任命は、人格が高潔で男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者の中から行うものとする。</u></p>

行うことができる。この場合において、鳥取県男女共同参画センターの職員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(鳥取県男女共同参画推進員への申出の方法)

第3条 条例第19条第1項前段及び第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

(1)～(4) 略

2 条例第19条第1項後段の規定により氏名、住所等を明らかにしないで行う申出は、氏名、住所等を明らかにし難い理由を付し、前項第2号から第4号までに掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該書面の提出ができない特別の理由があるときは、口頭により申出を行うことができる。この場合において、鳥取県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）又は鳥取県男女共同参画センターの職員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(推進員の任命)

第4条 条例第25条第2項に規定する推進員の任命は、人格が高潔で男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者の中から行うものとする。

(身分証明書)

第5条 略

(委任)

第6条 略

別記様式 (第5条関係)

(表)

略

(裏)

鳥取県男女共同参画推進条例 (抜粋)  
略  
鳥取県男女共同参画推進条例施行規則 (抜粋)  
(身分証明書)  
第5条 条例第28条第1項に規定する職務を行う

(申出の方法)

第3条 条例第19条の規定による申出（以下「申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書により行うものとする。ただし、当該申出書の提出ができない特別の理由があるときは、口頭により申出を行うことができる。

(1)～(4) 略

2 前項ただし書の規定により口頭による申出があったときは、推進員又は鳥取県男女共同参画推進員事務局の職員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(身分証明書)

第4条 略

(委任)

第5条 略

別記様式 (第4条関係)

(表)

略

(裏)

鳥取県男女共同参画推進条例 (抜粋)  
略  
鳥取県男女共同参画推進条例施行規則 (抜粋)  
(身分証明書)  
第4条 条例第28条第1項に規定する職務を行う

推進員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

推進員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 訓 令

## 鳥取県訓令第11号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令甲第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要	公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要
略					略				
10 局長印 第1号～第4号	略				10 局長印 第1号～第4号	略			
第5号	鳥 取 県 何 部 何 局（所）長印	22ミリメートル ル平方	政策法務室 長 農林総合研 究所長		第5号	鳥 取 県 何 部 何 局（所）長印	22ミリメートル ル平方	政策法務室 長	
略					略				
12 地方機関の長印 第1号～第4号	略				12 地方機関の長印 第1号～第4号	略			
第5号	鳥 取 県 何 総 合 事 務 所 長 印	50ミリメートル ル平方	機関の長	あん摩マッサージ 指圧師、はり師、 きゅう師等に係る 施術所届出済証明 書に用いる焼印章	第5号	鳥 取 県 何 保 健 所 長 印	50ミリメートル ル平方	保健所長	あん摩マッサージ 指圧師、はり師、 きゅう師等に係る 施術所届出済証明 書に用いる焼印章
略					略				

### 附 則

この訓令は、平成20年6月24日から施行する。